

清水 清一郎

衆議院 経済産業委員会

質問報告書「北朝鮮輸入禁止措置の延長について」

平成19年5月23日（水曜日）午後2時開議

○上田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求め、御異議ありませんか。

この際、お諮りいたします。

本件審査のため、本日、政府参考人として法務省大臣官房審議官齊藤雄彦君、外務省大臣官房参事官伊原純一君、財務省大臣官房審議官山崎達雄君、財務省大臣官房参事官森川卓也君、経済産業省大臣官房審議官川原田信市君、経済産業省大臣官房審議官本部和彦君、経済産業省貿易経済協力局長石田徹君、中小企業庁事業環境部長近藤賢二君、海上保安庁警備救難部長石橋幹夫君、防衛省大臣官房技術監佐々木達郎君、防衛省大臣官房審議官鎌田昭良君及び防衛省防衛政策局長大古和雄君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○上田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○上田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。清水清一朗君。

○清水（清）委員 自由民主党の清水清一朗であります。

本日は、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を延長するについて国会の承認を求め、御異議ありませんか。

まず、現在の日朝間にある問題は、第一に、日本にとって重大な関心事であります。拉致の問題が進展を見ない状態で残っております。また、日本及び東アジアの安全保障に大いなる脅威となる核搭載ミサイルの問題があります。六者協議で決まった核放棄への初期段階の措置もいまだ履行されておりません。このような状況の中で、今般、この北朝鮮に対する全貨物の輸入禁止措置を継続するに際し、経産大臣の決意をお伺いいたしたいと存じます。よろしくお願いたします。

○甘利国務大臣 我が国の北朝鮮に対する対応は、いわゆる対話と圧力、硬軟合わせわざで対応しているわけであり、北朝鮮が我が国及び国際社会に対してきちんと誠意ある対応を見せるかどうか、それにひとえにかかっているわけであり、

我が国といたしましては、国際社会が要求している問題に加えて、拉致問題という大きな大課題があるわけであり、それらを合わせて、単に対話をするだけではなくて、時に圧力、時に対話と、合わせわざで取り組んでいくところでございます。

北朝鮮の対応を促進させるための国際協調手段とあわせて我が国独自の手段をとっている、それが輸入禁止措置であり、国際社会と協調してとっている、いわゆる国連安保理決議を受けての奢侈品の供給防止と両々相まって、誠意ある対応を迫るうとしていくわけであり、

もちろん、対話と圧力であり、対話も、六者会合においていつでも我が国は対話に応じる姿勢は用意していることを外交ルートでメッセージを発信しているわけであり、

今般の圧力カードの延長は、国際社会の要求に対して、特に我が国の要求に対して誠意ある対応が見せられていない、我が国はとにかく対話を通じて、まず拉致問題に誠意ある姿勢を見せてくれということ、それを言っているわけであり、改めて強いメッセージとしてこれを促すということを考えての措置であります。

○清水（清）委員 ありがとうございます。決意のほどをお伺いいたしました。

順次お伺いいたしますが、次に外務省にお伺いをいたします。

先般の六者協議において、北朝鮮がミサイル技術の不拡散と核の放棄、具体的には核施設の凍結を受け入れた背景には、アメリカによるパンコ・デルタ・アジアの北朝鮮資産、約二千五百万ドルの凍結が最大の効果を示したものと考えておりますが、アメリカのパンコ・デルタ・アジアの資産凍結の効果について、外務省としてはどのように考えておられるか、お伺いをいたします。

○伊原政府参考人 ただいま委員御指摘のように、二月の六者会合において、北朝鮮は、初期段階の措置として、寧辺の核施設の封鎖、活動停止等に応じることとしたわけですが、ああいうお国柄ですから、その決断の背景がいかなるものであったか、なかなか私どもとしても確定的なことを申し上げることは難しいでございます。明らかに、日米を含む各国が安保理決議の一七八号に基づく措置、あるいは日本のような独自の措置を通じて北朝鮮にとって圧力と感ずるような措置を講じてきたことが、こういった北朝鮮の決断の背景の一つにあるというふうに考えております。

特に、今委員御指摘の、アメリカ政府が法執行の

一環として、一昨年の九月にマカオにありますバンク・デルタ・アジアをマネーロンダリング上の主要な懸念のある金融機関だということで認定いたしました、これを受けて、マカオ当局がそこにあります北朝鮮関係の二千五百万ドルの資金を凍結したということは、これは結果的に北朝鮮に対する大きな圧力となったというふうに考えております。

○清水（清）委員 ありがとうございます。

既にバンク・デルタ・アジアの北朝鮮資産の凍結の解除がなされておりました、ポールはアメリカから北朝鮮へ渡っていると考えておりますけれども、現在なお渋滞している原因は何であると御承知なさっておられるのか、また北朝鮮は具体的に何を要求しているのか、お伺いをしたいと思います。

○伊原政府参考人 御指摘のとおり、四月十日にマカオ当局は、この二千五百万ドルについて、これは幾つかの口座に分かれておるわけですけれども、口座の保有者が希望すればいつでも資金を受け取ることができるということを明らかにしております。そういう意味では、マカオ当局による資金の凍結というのは既に解除されているということであると思います。

しかしながら、北朝鮮はこれを現金で受け取るということではなくて、むしろトランスファー、どこかに移すということにこだわっております、いまだに初期段階の措置を実施していない。

現在の北朝鮮の立場は、例えば、今月の十五日に、北朝鮮の外務省のスポークスマンが次のようなことを言っております。資金の送金を実現すれば、直ちに二月十三日の合意に基づく核施設の稼働中止措置を講ずる用意があると。ただ一方で、同じスポークスマンは同じ声明の中で、従来のように資金を自由に送金することができるようにせよというのが我が方が最初から要求した制裁解除であるということも言っております。

日本としては、このBDAの問題については、当事者ではございませんので、これ以上のコメントは差し控えていただきますけれども、いずれにせよ、初期段階の措置の期限はとうに過ぎております。したがって、北朝鮮が今になってこれを履行していないということは大変遺憾なことであると考えておりました、北朝鮮は一刻も早くみずからコミットしたこの初期段階の措置を実施すべきものというふうに考えております。

○清水（清）委員 ありがとうございます。

同感であります、いずれにいたしましても、経済制裁が北朝鮮の国家体制にとって不都合なことで

ありまして、効果が大きい期待できる外交上の手段であると評価してもよいのではないかと私は考えるわけでございます。

しかし、今後バンク・デルタ・アジアの問題をめぐる決着がつけば、北朝鮮が寧辺の核施設の活動停止など二月の六者協議で合意した初期段階の措置を実施する可能性はあると考えられます。それがIAEAなどの国際機関により確認をされれば、北朝鮮に対するエネルギー供与が実施の段階に入っております。

しかるに、現在のところ、日本はこれに参加しないわけでありませんが、一体どのような国がこの供与を行うと想定をされておるのか、お伺いいたします。

○伊原政府参考人 本年二月の第五回の六者会合におきまして、今委員御指摘の合意というものができたわけでございますけれども、これは、当面の措置として二つの段階を想定しております、まず初期段階の措置として、寧辺の核施設の活動停止、封印、それからIAEAの要員による監視、検証等が行われる。その見合いで、初期段階の措置としては、重油五万トン相当の緊急エネルギー支援を行うということになっております。

それから、その次の段階ということで、北朝鮮がすべての核計画の完全な申告の提出と、それからすべての既存の核施設の無能力化、これを実施することに対して、今度は重油九十五万トン相当の経済、エネルギー及び人道支援を行う、そういう合意が二月になされたわけでございます。

今御指摘のとおり、日本は、その合意の過程の中で、拉致問題の進展が見られない今の日朝関係の現状においては、このエネルギーの供与には参加しないという立場を一貫してとりまして、このことは、六者会合のほかの北朝鮮を除く四方国からも認められております。

このエネルギーの支援、これは、初期の五万トン、それからその後の九十五万トンの支援をするに当たって、日本と北朝鮮を除く四方国、アメリカ、韓国、ロシア、中国ですが、これがどういうふうにして、では、この支援をするかということをお話し合います、一定の合意を見ております。その合意というのは、平等と公平の原則に基づいて、この四方国で支援をするんだ、そういう一般的な合意が既にあるわけでございます。

そういう中で、まず初期段階の措置として実施することになっております五万トンについて、これは三月に行われました第一回目の経済・エネルギー協力作業部会というのがございます。この場で、韓国から、この初期段階の措置としての重油五万トンは韓国が実施するということを表明しておりますので、

少なくとも初期段階の五万トンについては韓国がやるということが決まっているというふうに考えていいかと思えます。

○清水（清）委員 ありがとうございます。

いずれにいたしましても、逆戻りのできない核施設の凍結といえますか、無能力化というものを条件に行われるわけでございますが、その上で、今お話がありましたように、日本の六者協議における立場は、あくまでも拉致問題の解決がない限りは支援を行わない、あるいはその後の経済支援も行わないという立場で、それが条件でございます。しかし、このまま不参加の状態が日本が孤立しないか、心配しないわけでもありません。

そこで、お伺いします。

六月にドイツで開催されますハイリゲンダム・サミットでの拉致問題等、北朝鮮の東アジアにおける安全保障上の問題の取り扱いについて、例えば議長総括において触れられるとか、あるいはまた北朝鮮の核放棄への初期段階の措置の早期履行を促す等が考えられるのか、お伺いしたいと思います。

あわせて、最近におけるロシア、韓国、特に中国の拉致問題に対する態度についてお知らせをいただきたいと思えます。

○伊原政府参考人 六月のハイリゲンダム・サミットに向けまして、現在、関係国の中で非常に緊密な協議が行われているところでございますけれども、委員御指摘の議長総括につきましては、これは議長国の責任のもとで、そのサミットにおける議論を踏まえた形で発出されるものでございますので、今の時点でその内容について予断することはできない性格のものだというふうに思います。

ただ、政府としては、いい議長総括が出るように、米国を初め関係国と連携して、この北朝鮮の拉致の問題、それから核の問題について、サミットにおいてきちんとした議論をする、そういうことで、いい力強いメッセージがサミットにおいて発出できるように、今外交努力を尽くしているところでございます。

それから、引き続きお尋ねの、ロシアそれから中国等の拉致問題に対する態度でございますけれども、まず、ロシアについては、先般五月三日に麻生外務大臣がロシアを公式訪問いたしましたして、ラブロフ・ロシアの外務大臣と会談いたしました。その際、ラブロフ外務大臣より、拉致問題についての我が国の立場に改めて理解が示されました。また、拉致問題等の解決に向けて引き続き日口間で連携、協力していくということと一致をしております。

それから、中国につきましては、先般の温家宝国

務院総理がいらつした際に、安倍総理との間の会談において、総理から、拉致問題について中国の協力を得たいということを示されたのに対して、温家宝総理より、日本国民の拉致問題に関する人道主義的関心への理解と同情が示されるとともに、必要な協力を提供したいという御発言がありました。また、こういった拉致問題に対する中国の立場は、首脳会談の後に発表されました日中共同プレス発表でも明記されております。

このように、周辺の関係国との間で、私どもは一貫して理解と協力を得るべく働きかけて、いい反応をいただいているということだと思えます。

○清水（清）委員 ありがとうございます。

議長報告などについては、外務省さん等の御努力が少し報道されているようでございます。

私どももいろいろな報道を聞きますけれども、報道によりますと、米国と北朝鮮は国交正常化作業部会を設置し、しばしば会談を重ね、外交の実を上げつつあるように思えます。日本の拉致問題に関する北朝鮮との関係がフリーズされていることについて、アメリカ側から何らかのコミットメントはあるのか、お伺いをいたします。

○伊原政府参考人 本年二月の会合において、委員御案内のとおり幾つかの作業部会が設置されました。その中には、非核化の作業部会と並んで、日朝国交正常化のための作業部会、それから米朝国交正常化のための作業部会が設置されておりますけれども、米朝国交正常化のための作業部会は三月に一度行われただけで、第二回目以降というのは今のところ行われておりません。そういう意味では、日本もハノイで第一回の会合を行っておりますので、この作業部会ということで見たとときに、米朝がどんどん進んで、日本がやっていないということでは必ずしもございませぬ。

この米朝の三月の作業部会、これはもちろん日本は当事者ではございませんので、詳細にそのやりとりについて説明する立場にはございませんけれども、米国からの説明によりますと、このアメリカと北朝鮮の作業部会において、米国は拉致問題についても相当時間をかけて北朝鮮と議論したと。特に、米国は、北朝鮮の将来のためにも、北朝鮮が日本との関係を改善することが重要であるということを強調したというふうに承知しております。

それから、先般の日米の首脳会談、それから外相会談におきましても、ブッシュ大統領及びライス長官から、拉致問題に関する日本の立場に対する変わらぬ支持の表明があったところでございます。

残念ながら、北朝鮮は拉致問題は解決済みなどと

して、何らこれまで誠意ある対応を見せておりませんけれども、我が国としては、拉致問題の解決に向けて、引き続きアメリカと緊密に連携して取り組んでいきたいというふうに考えております。

○清水（清）委員 ありがとうございます。

ただいまの御答弁にもありましたように、国交正常化作業部会におきまして、今やめておられるようですけれども、ホワイトハウスの国家安全保障会議の日本・朝鮮部長であったビクター・チャ氏は、米朝国交正常化作業部会において、拉致問題の解決が米朝国交正常化の条件になると金桂冠氏に言明したと言われておりますが、また、その反面、同時に、日本側の拉致問題での具体的な要求が明確でないとも漏らしておられます。実際に、我が国の北朝鮮への要求はどのようになっていっているのか、もう一度伺いをいたします。

また、あわせて、アメリカの核の問題に対する許容範囲はどこにあると考えておられるか、お知らせください。

○伊原政府参考人 ビクター・チャ氏の発言について報道では承知しておりますけれども、特に彼の発言について政府として具体的にコメントをすることは差し控えていただきたいと思います。

ただ、その報道の中にあります、我が国の要求が具体的でない、明らかでないという点については、日本としては非常に明快な要求をかねがねからしております。繰り返しですけれども、北朝鮮に対して、すべての拉致被害者の帰国、それから真相の究明、それから拉致実行犯の引き渡し、これを引き続き強く求めていくというのが日本の非常に明確な立場でございます。

それから、もう一つお尋ねの、アメリカが核問題について許容範囲をどこに置いているか。恐らく委員の御質問は、不拡散ということではないのか、核撤廃なのかということであろうかと思いますが、この点、アメリカの立場は非常に明快でありまして、北朝鮮による核保有は断じて容認できないという立場をアメリカは堅持しております。

例えば、昨年十月十九日に日米韓の三カ国の外相会談が行われましたけれども、その外相会談でも、三カ国の間で、北朝鮮による核保有、核実験は断じて容認できないということを確認しております。それから、六者会合においても、そもそも二〇〇五年九月の共同声明において、すべての核兵器及び既存の核計画を放棄するということが六者会合の目指す目的であるということも明記されております。

したがって、アメリカが、北朝鮮による核の不拡散のみで、不拡散を防止できればいいとしているの

ではないかという御懸念は当たらないというふうに考えております。

○清水（清）委員 ありがとうございます。

私どもの感覚ではやはり核の不拡散、つまりは、六者協議でも、チェックすべきところが、核を抽出した、あるいは弾頭を載せたミサイルの上の核物質、ここまでチェックをしないように思っておったのでございますけれども、その点、ちょっと私どもの考えとは違ったように思います。しかし、アメリカが米国本土の安全保障あるいは不拡散も防止したいということであるならば、私どもが心配するのは、今後とも、幾ばくかの核搭載ミサイルが日本を脅かし続ける可能性があるのではないか、こう思うわけでございます。

その点につきまして、そう思うからでございますけれども、北朝鮮が今後持つであろう我が国へ届く性能を持つミサイルの数が何発程度であると想定しておられるのか。あるいは、SM3あるいはPAC3等のミサイル迎撃システムが我が国は何基ぐらい配備しているのか。例えば、我が国に対して北朝鮮から二十発のミサイルが発射された場合に、間に合うだけの数が確保されているかどうか。これは防衛庁さんにお伺いをしたい、こう思っております。もし、間に合わない場合があるとすれば、将来、何か研究しているものがあるかどうか、その点についても伺いをさせていただきたいと思っております。

○鎌田政府参考人 お答え申し上げます。

まず最初の、北朝鮮の弾道ミサイルについてのお尋ねでございますけれども、北朝鮮が既に配備していると考えられる弾道ミサイルのうち、ノドンにつきましては、射程千三百キロに達すると見られておりまして、この射程を前提にすれば、我が国のほぼ全域が射程内に入るということとなります。それでは、北朝鮮が実際にこのノドンミサイルを何発持っているかということがポイントでございますけれども、この点についてはさまざま指摘があるわけでございますけれども、先生御存じのように、北朝鮮の閉鎖的な体制等を踏まえると、なかなか断定的なことは申し上げられないということがあります。

その上で、御参考までということでお聞き願いたいんですけれども、二〇〇六年の三月に、ベルという在韓米軍司令官が米国の上院軍事委員会で証言をしておりまして、その証言の中でベル在韓米軍司令官は、日本に到達可能な射程千三百キロである二百発ものノドンミサイルを保有している、こういうふう述べているところでございます。最初のお尋ねの、日本に届くミサイルが何発あるかということとは、そういうことだと思っております。

次に、委員の方から、我が国のBMDシステムについてお尋ねがございました。

我が国は、平成十六年度から弾道ミサイル防衛システム、これは今、私申し上げましたようにBMDシステムというふうに称しておりますけれども、その整備を行っておりまして、平成二十三年度までに順次配備を進めているということでございます。実は、このBMDシステムの中には、BMD用のレーダー、それから指揮統制システム、C³Iと呼ばれておりますけれども、こういう通信システムも含まれております。

ミサイル迎撃システムでございますけれども、ここについて申し上げますと、下層用、これは大気圏突入時に撃つというものでございますけれども、下層用の迎撃システムでありますパトリオットPAC3ミサイルと、大気圏外、上層で撃つ迎撃システムでありますSM3ミサイル搭載イージス艦の整備を考えております。このうち、パトリオットPAC3につきましては、平成二十三年度までに十六個高射隊、一高射隊にPAC3の発射機二機を整備するというところでございますので、合計で三十二機の発射機、ランチャーを整備します。それから、SM3搭載イージス艦につきましては、平成二十三年度までに四隻を整備する計画でありまして、今申し上げましたPAC3につきましては、既にことしの三月、最初のPAC3を埼玉県入間に配備したところでございます。

なお、先生からお尋ねのありました米軍につきましても、パトリオットのPAC3が沖縄の嘉手納飛行場へ配備されるとともに、SM3ミサイル搭載イージス艦シャイローが西太平洋地域に展開しているというふうに承知しているところでございます。そこで、なかなか、我々のBMDシステムと個別の具体的な能力についてお示しすることは、我が方の手のうちを明らかにする話になりますので、具体的なお答えは差し控えさせていただきたいと思っておりますけれども、そもそも、先ほど申し上げましたように、SM3というのは搭載イージス艦、及び、パトリオットのPAC3というのは多目標の対処を念頭に置いたシステムでありまして、これらによりまして、多層防衛、もちろんのことながら、弾道ミサイルの数でありますとか種類、飛翔状況などによって迎撃に差異はあるわけでございますけれども、複数の弾道ミサイルが我が国に向け連射された場合であっても、対処することが可能だということでございます。

先ほど、ランチャーの数については申し上げますけれども、ミサイルの保有数については、手のうちを明らかにする話になりますので、お答えを差し控えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○清水（清）委員 ありがとうございます。

将来、これからという面もあるように理解をさせていただきましても、これからは、実際に今まで制裁があつたその効果についてお伺いをさせていただきますかと思っております。

はしょっていきましても、少し違うかもしれませんが、昨年十月に北朝鮮からの輸入の全面禁止措置を実施し、それらの措置は対北朝鮮の貿易実績にどのような影響を与えたのかをお伺いしたいと思います。

また、輸入禁止措置後、しばしばアサリ等の話題が出てまいりました。北朝鮮産品が中国等の第三国を経由して輸入されることとなつては、我が国の措置の効果も薄くなるわけでございます。経済産業省としてどのような迂回輸入対策を実施しておられるのか、お伺いをいたします。

また、北朝鮮に対して、我が国単独で実施している輸入禁止措置に加え、国連決議に基づく奢侈品の輸出禁止措置が実施されておりますが、その効果はどれほどなのか、あわせてお伺いをさせていただきます。

○石田政府参考人 お答え申し上げます。

輸入全面禁止措置以前の二〇〇五年は、北朝鮮からの輸入実績百四十五億円ということでございました。これは、北朝鮮の輸出全体に占める割合ということで、約一割に相当するものでございます。こうした中、輸入全面禁止措置を講じたということで、昨年十二月以降、北朝鮮からの輸入実績はゼロとなつておりまして、本措置により北朝鮮の外貨獲得能力を一定程度減殺しているものというふうに考えております。

それから、迂回の問題につきましても、近隣諸国を経由した迂回輸入、これを確実に防止することは極めて重要だというふうに考えてございます。こうした認識から、政府といたしましては、輸入禁止措置発動以降、関係省庁間でこの迂回輸入防止のための会議を開催するなど、関係省庁の連携を図つていくところでございます。

経済産業省といたしましても、迂回輸入を隠へいするための原産地の虚偽表示について、外為法の無承認輸入あるいは不正競争防止法の不正競争行為として厳しく取り締まるべく、関係省庁と連携しつつ、厳正に対応することとしておりますし、また、第三国からの輸入動向、輸入データの監視につきましても強化を図つてきております。

それから、最後に御質問のございました奢侈品の問題でございますけれども、昨年の安保理決議に基

づきまして、昨年十一月から奢侈品の輸出を禁止しておるわけでございますが、この品目については、主に北朝鮮幹部が使用する、あるいはその部下らに支給することが想定されるものとして、乗用車、たばこ、酒類など合計二十四品目を選定しておるわけでございます。

措置後、現在に至るまで輸出の実績はございませんし、また、本措置は国際社会が連携して講じている措置ということでございますので、北朝鮮幹部に對して対応を促す政治的なメッセージとなっているのではないかとというふうに考えております。

○清水（清）委員 ありがとうございます。

最後に、財務省と法務省にお伺いします。

資金の流れが漏れていくということがあってはいけないので、この資金の流れに關しまして確実に防止していくことが必要であると考えておりますが、資金の面ではどのようなようになっておるのか、財務省さんにお伺いします。

また、特別永住者等の在日の朝鮮籍の方々が親戚訪問や墓参り、観光等のために北朝鮮へ渡った場合、我が国への再入国についてどのような規制があるのか、入管特例法との関係も含めてお伺いをいたしましたと思います。

○山崎政府参考人 北朝鮮に対する資金面での対応の現状でございますけれども、国連の安保理決議に基づきまして、北朝鮮の核、その他大量破壊兵器等に関連する十五団体、一個人に対する資金移転防止措置を昨年の九月から実施しております。これまでのところ、措置の対象のうち二団体の口座が本邦の金融機関にあることが判明いたしました、同口座を凍結しております。

また、これと別に、我が国独自の措置として昨年十月から実施している北朝鮮からの輸入の全面禁止措置に合わせまして、金融機関に対して、輸入代金の決済が行われることのないよう確認を徹底するよう要請しております。

またさらに、こうした措置の確実な実施を図るために、外国送金を行っているすべての金融機関に對しまして、その実施体制を集中的に検査したところでございます。

○齊藤政府参考人 お答え申し上げます。

在日の北朝鮮当局の職員から北朝鮮を渡航先とした再入国許可申請があった場合には、原則としてこれを認めないということしております。

また、それ以外の在日の朝鮮人の方々のうち特別永住者の方々につきましては、いわゆる入管特例法十条二項に、特別永住者に対する入管法二十六条規

定の、再入国の許可の規定の適用に關しまして、特別永住者の本邦における生活の安定に資するとのこの法律の趣旨を尊重するものとするというふうな規定がございまして、その趣旨から、そのような方々につきましては再入国を一律に規制することは困難ではないかとというふうに考えております。

しかしながら、そのような方々も含め、北朝鮮を渡航先とした再入国許可申請をされた方や、出国手続において北朝鮮を渡航先として出国しようとするすべての方々に對しまして、渡航自粛を要請する文書を交付するなどして、北朝鮮への渡航自粛を要請しているところでございます。

以上でございます。

○清水（清）委員 ありがとうございます。

いずれにいたしましても、拉致問題を解決するためには、粘り強く、意志強く、我が国の経済支援という最大のカードを大事に使って核を放棄させた上で、他の五者と協議をしながらこの問題を解決する努力が必要だろうと思っております。

そんな感想を述べまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。